

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 9 月 15 日（火）第3145号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示		示	
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）		（水産振興課取扱い）	1
○県営土地改良事業の計画の変更		（農地整備課取扱い）	1
○公共測量の実施（2件）		（監理課取扱い）	2
	公 告		
○平成27年度林業種苗生産事業者講習会開催公告		（森林経営課取扱い）	2
○農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告		（農村振興課取扱い）	3
	公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い）	3

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 842 号

西之表市国上344番地 伊東恭三郎及び西之表市国上8番地 岩松洋人からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 9 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

## 区域及び区分

- 1 区域 西之表市国上区域（西之表市大字国上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又は小型定置漁業を営む漁業

## 鹿 児 島 県 告 示 第 843 号

西之表市国上1315番地12 荒河勝文及び西之表市国上129番地34 山神満からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成27年 9 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

## 区域及び区分

- 1 区域 西之表市国上区域（西之表市大字国上の地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

## 鹿 児 島 県 告 示 第 844 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農業用排水施設整備，農用地保全及び区画整理）霧島西部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年 9 月 16 日から同年10月19日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

#### 鹿児島県告示第845号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成27年 8 月 11 日から平成28年 1 月 29 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市上福元町，下福元町，西谷山一丁目及び西谷山二丁目の各地内

#### 鹿児島県告示第846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成27年 8 月 26 日から同年11月30日まで
- 3 作業の地域 中種子町野間地内

## 公 告

#### 平成27年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成27年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催日時  
平成27年11月17日（火）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所  
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2 時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2 時間
種苗の生産技術に関する事項	2 時間

- 4 受講資格  
制限はない。
- 5 講習手数料  
14,000円
- 6 受講手続  
(1) 提出書類等

- ア 受講申込書
  - イ 写真 (受講申込み前 6 月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの)
  - ウ 講習手数料 (14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。)
- なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課 (県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課 (鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577))

7 提出書類等の受付期間

平成27年 9 月 16 日 (水) から同年 10 月 16 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。  
なお、郵送の場合は、平成27年 10 月 16 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。  
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課 (電話099-286-2111内線3360)、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

農用地利用配分計画の認可の申請に関する公告

農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第18条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、当該農用地利用配分計画を平成27年 9 月 15 日から 2 週間、鹿児島県農政部農村振興課において縦覧に供する。  
なお、当該農用地利用配分計画について、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり
- 2 申請年月日  
平成27年 9 月 1 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第93号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第 4 項の規定により申請のあつた次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第 4 号) 第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年 9 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R シャカンナー F	マルホン工業株式会社	5P0685

ぱちんこ遊技機	C R AシャカンナーF	マルホン工業株式会社	5P0721
ぱちんこ遊技機	C R 雀鬼K G - T	株式会社大一商会	5P0829
ぱちんこ遊技機	C R 聖闘士星矢3 Z L A	株式会社三洋物産	5P0804
回胴式遊技機	パチスロAKB48バラの儀式C	京楽産業. 株式会社	5S0798
回胴式遊技機	パチスロヤッターマンKH	株式会社三洋物産	5S0822
回胴式遊技機	鬼武者3 時空天翔AS	サミー株式会社	5S0745